

改正 平成 28 年 10 月 21 日告示第 465 号 令和 3 年 12 月 24 日告示第 717 号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第 33 条第 1 項の規定により、特定開発事業温暖化対策指針を次のとおり定め、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

特定開発事業温暖化対策指針

1 目的

この指針は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 33 条第 1 項の規定により、特定開発事業者が特定開発事業に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項を定めるものである。

特定開発事業者は、条例第 34 条第 2 項の規定により、特定開発事業温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の作成に当たって、同条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項については、この指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

さらに、知事は、条例第 39 条第 2 項の規定により、特定開発事業者が提出した計画書の内容が、この指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号。以下「規則」という。）で定めるところにより、その計画書の内容の改善を求めることができるとしているので、特定開発事業者は、計画書の作成に当たって十分に留意するものとする。

2 用語の意義

この指針で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び規則で使用する用語の例による。

3 計画書の記載事項の検討

計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の内容（条例第 34 条第 1 項第 4 号）

特定開発事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の内容について、主に次の項目に関する検討を行うものとする。

ア エネルギー需給の把握

温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置を検討するに当たり、特定開発事業完了後の開発区域（条例第 34 条第 1 項第 2 号に規定する区域をいう。以下同じ。）全体におけるエネルギー需要量等を予測するとともに、開発区域内及び周辺地域のエネルギー供給可能施設の有無を確認するなど、エネルギー需給に関する基本的な状況の把握に努めるものとする。

イ 温室効果ガスの排出の量の削減のための配慮項目

特定開発事業の実施に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、次に掲げる項目（以下「環境配慮項目」という。）について配慮するものとする。

(ア) エネルギー使用の合理化

a 再生可能エネルギー等の活用

b エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進

- c 建築物の省エネルギーの促進
- (イ) ヒートアイランド現象の緩和
 - a 人工排熱の抑制
 - b 地表面の改善
 - c 風の道の確保
- (ウ) 交通環境への配慮
 - a 自動車利用の抑制
 - b 環境負荷の少ない自動車利用の促進
 - c 自動車交通の円滑化
- (エ) 緑の保全と創出
 - a 緑地の保全
 - b 緑の創出
- (オ) 工事に係る配慮
 - a 環境負荷の少ない資材の調達
 - b 工事における二酸化炭素の排出の量の削減

ウ 温室効果ガスの排出の量の削減のための措置

「別表第1 環境配慮項目と開発段階に応じた措置」及び「別表第2 排出の量の削減措置と取組の水準」に基づき、特定開発事業の内容や段階に応じて温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を検討するものとする。

(ア) 開発段階に応じた措置の検討

措置の内容は、「別表第1 環境配慮項目と開発段階に応じた措置」をもとに、特定開発事業の段階に応じてその内容を検討するものとする。

a 土地利用計画／造成段階における措置

土地利用計画／造成段階においては、再生可能エネルギー等の活用、地表面の改善、風の道の確保、緑地の保全、緑の創出などに関する措置を検討する。

b 街区整備段階における措置

街区整備（道路や水路等で区画された区域内の整備をいう。）段階においては、エネルギーの面的利用の促進、地表面の改善、自動車利用の抑制、自動車交通の円滑化、緑の創出などに関する措置を検討する。

c 交通計画／道路整備段階における措置

交通計画／道路整備段階においては、自動車利用の抑制、環境負荷の少ない自動車利用の促進、自動車交通の円滑化などに関する措置を検討する。

d 建築物建設段階における措置

建築物建設段階においては、再生可能エネルギー等の活用、建築物の省エネルギーの促進、人工排熱の抑制、環境負荷の少ない自動車利用の促進、緑の創出などに関する措置を検討する。

(イ) 排出の量の削減措置と取組の水準

措置の内容は、「別表第2 排出の量の削減措置と取組の水準」をもとに、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮し、環境配慮項目ごとに次に掲げる取組の水準を勘案して、検討するものとする。

a 基本的な取組の水準

基本的な取組の水準は、法令等により取組が義務付けられている又は一定の水準の確保が推奨されている取組であり、基本的な排出の量の削減措置として、積極的に取り組

むものとする。

b 目標とする取組の水準

目標とする取組の水準は、法令等により定められている水準を上回る又は先導性が求められている取組であり、温室効果ガスの排出の量の削減効果が高いと見込まれる取組を中心に、積極的に取り組むよう努めるものとする。

(2) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果（条例第 34 条第 1 項第 5 号）

特定開発事業者は、特定開発事業のエネルギー需給の状況等を踏まえ、次に掲げる再生可能エネルギー等を活用した設備機器について、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、導入を検討するものとする。

ア 太陽光発電設備

イ 太陽熱利用設備

ウ 風力発電設備

エ バイオマス発電・熱利用設備

オ 水力発電設備

カ 温度差熱利用設備（地中熱、温泉水、表層水等と外気の温度差を利用する設備をいう。）

キ 建築物躯体の構造上の工夫により、電気や燃料等を使用せずに自然の光、熱、風等を利用して室内環境の調節を行うことを目的とした次の設備

（ア）自然光利用設備

（イ）日射熱利用設備

（ウ）地中熱利用設備

（エ）自然換気設備

ク 条例第 2 条第 5 号に規定する温室効果ガスの排出の量の削減に著しく寄与する機械器具

4 特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出（条例第 35 条）

特定開発事業者は、特定開発事業の進捗状況を考慮して、計画書に記載した温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置を計画期間中に着実に実施するよう努めるものとし、開発事業計画を変更する場合には、必要に応じて温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置の内容を併せて見直すものとする。

5 指導、助言及び改善の求め（条例第 39 条）

知事が条例第 39 条第 2 項の規定により、計画書の内容の改善を求める場合の「著しく不十分であると認めるとき」の判断基準は、3 (1) ウ (イ) に規定する「別表第 2 排出の量の削減措置と取組の水準」のうち、「基本的な取組の水準」に掲げる措置が、合理的な理由がないにもかかわらず実施されないと認める場合とする。

別表第1 環境配慮項目と開発段階に応じた措置

環境配慮項目	温室効果ガスの排出の量の削減のための措置	開発事業の段階				
		土地利用計画/造成	街区整備	交通計画/道路整備	建築物建設	
1 エネルギー使用の合理化	1.1 再生可能エネルギー等の活用	・再生可能エネルギー等の活用		○		○
		・革新的なエネルギー高度利用技術の導入			○	○
		・未利用エネルギーの活用	○	○		
	1.2 エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進	・開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化	○	○	○	
		・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化		○		
	1.3 建築物の省エネルギーの促進	・建築物におけるエネルギー需要の抑制				○
・建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入					○	
・建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化					○	
2 ヒートアイランド現象の緩和	2.1 人工排熱の抑制	・建築設備から大気への排熱量の低減				○
		・排熱負荷の平準化				○
	2.2 地表面の改善	・人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用	○	○	○	○
		・緑地や水面等の確保、日陰の創出	○	○		
	2.3 風の道の確保	・風の道に配慮した建築物等の配置	○	○		○
		・風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置	○	○	○	
3 交通環境への配慮	3.1 自動車利用の抑制	・公共交通との連携		○	○	○
		・駐輪場の整備、自転車利用環境の整備		○	○	○
		・歩行環境の整備		○	○	
	3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	・電気自動車利用の促進			○	○
		・その他二酸化炭素排出量の少ない自動車利用の促進			○	○
	3.3 自動車交通の円滑化	・交通計画の作成		○	○	
・交通流の円滑化			○	○	○	
4 緑の保全と創出	4.1 緑地の保全	・既存樹木、緑地の保全	○			
	4.2 緑の創出	・緑の創出	○	○	○	○
5 工事に係る配慮	5.1 環境負荷の少ない資材の調達	・製造/廃棄時のCO ₂ 排出量の少ない建設資材の使用	○	○	○	○
		・資材輸送における配慮	○	○	○	○
	5.2 工事におけるCO ₂ の排出の量の削減	・CO ₂ 排出量の少ない建設機械の使用	○	○	○	○
		・建設機械の使用時の配慮	○	○	○	○

備考 表中「○」印を付した措置が、該当する開発事業の各段階について検討、実施すべき措置であることを示す。

別表第2 排出の量の削減措置と取組の水準

環境配慮項目／ 温室効果ガスの排出の量の削減のための措置		取組の水準	
		基本的な取組の水準	目標とする取組の水準
1 エネルギー使用の合理化			
1.1 再生可能エネルギー等の活用	・再生可能エネルギー等の活用	・自然採光、自然通風等の積極的な活用を図ること。	・太陽光発電設備等、再生可能エネルギー利用設備の導入を図ること。
	・革新的なエネルギー高度利用技術の導入	—	・ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等エネルギー高度利用技術の導入を図ること。
	・未利用エネルギーの活用	—	・未利用エネルギーの積極的な活用を図ること。
1.2 エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進	・開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化	—	・複数施設における高効率なエネルギー利用設備の導入、面的な活用を図ること。 ・ローカルパイプラインの敷設等、開発区域内における電力・燃料輸送の効率化を図ること。 ・未利用エネルギーの積極的な活用を図ること。(再掲)
	・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	—	・開発区域内のエネルギーマネジメントシステムの導入を図ること。 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等により、開発区域内における電力・熱負荷の平準化を図ること。
1.3 建築物の省エネルギーの促進	・建築物におけるエネルギー需要の抑制	・建築物の断熱化を図ること。 ・建築物への日射遮へいを図ること。 ・自然採光、自然通風等の積極的な活用を図ること。(再掲)	・建築物における自然採光、自然通風等を利用した設備の導入を図ること。
	・建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入	—	・建築物における高効率なエネルギー利用設備(空調、給湯、照明)の導入を図ること。
	・建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	—	・建築物のエネルギーマネジメントシステムの導入を図ること。 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等により、建築物における電力・熱負荷の平準化を図ること。
2 ヒートアイランド現象の緩和			
2.1 人工排熱の抑制	・建築設備から大気への排熱量の低減	・建築物の断熱化を図ること。(再掲) ・建築物への日射遮へいを図ること。(再掲)	・排熱量の少ない設備の導入を図ること。 ・排熱の低温化を図ること。 ・排熱の回収・再利用を図ること。
	・排熱負荷の平準化	—	・排熱する設備の位置や時間の分散を図ること。
2.2 地表面の改善	・人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用	・舗装等、人工被覆面積の縮小を図ること。	・保水性・透水性が高い被覆材等の選定を行うこと。
	・緑地や水面等の確保、日陰の創出	・芝生・草地・低木等の緑地の確保を図ること。 ・日除けの設置や植樹等による日陰の形成を図ること。	・芝生・草地・低木等の緑地や水面の確保を図ること。
2.3 風の道の確保	・風の道に配慮した建築物等の配置	—	・建築物の高さ、形状、位置等を工夫し、風の通り道の確保を図ること。

	<ul style="list-style-type: none"> 風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置 	—	<ul style="list-style-type: none"> 芝生・草地・低木等の緑地や通路等の空地を設け、風の通り道の確保を図ること。
3 交通環境への配慮			
3.1 自動車利用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通との連携 	—	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用環境整備を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場の整備、自転車利用環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的・用途に応じた駐輪スペースを確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車道の整備を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 歩行環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者空間の整備を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 快適な歩行者空間の整備を図ること。 保水性・透水性が高い被覆材等の選定を行うこと。(再掲)
3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車利用の促進 	—	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車用充電インフラの整備を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> その他二酸化炭素排出量の少ない自動車利用の促進 	—	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガスその他二酸化炭素排出量の少ない自動車用インフラの整備を図ること。
3.3 自動車交通の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> 交通計画の作成 	—	<ul style="list-style-type: none"> 交通需要を適切に予測し、交通計画を作成すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 交通流の円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> 荷さばきスペースの確保等、開発区域内の交通流を妨げない措置を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同物流サービス等、開発区域内の交通流の円滑化、物流の効率化に資するシステムの整備を図ること。
	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的・用途に応じた適正規模の駐車スペースを確保すること。 	—
4 緑の保全と創出			
4.1 緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 既存樹木、緑地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の樹木、緑地の保全を図ること。 	—
4.2 緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 緑の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 街区や道路の緑化を図ること。 改変箇所における植生等の回復を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋上・外壁面、道路壁面等、特殊空間の緑化を図ること。 造成法面等、改変箇所において在来種による緑化を図ること。
5 工事に係る配慮			
5.1 環境負荷の少ない資材の調達	<ul style="list-style-type: none"> 製造/廃棄時の CO₂ 排出量の少ない建設資材の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルのついた建設資材等の積極的な利用を図ること。 	—
	<ul style="list-style-type: none"> 資材輸送における配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 資材輸送における距離の最小化を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> モーダルシフト等、環境負荷の少ない輸送手段を選択すること。
5.2 工事における CO ₂ の排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> CO₂ 排出量の少ない建設機械の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 低燃費型建設機械の積極的な利用を図ること。 	—
	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の使用時の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップ等の省エネ運転・機械操作を徹底すること。 	—